

東京 2020 に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議の開催について

平成 27 年 9 月 1 日
2020年東京オリンピック・パラリンピック
競技大会関係府省庁連絡会議議長決定
平成 29 年 6 月 19 日
一部改正
平成 30 年 6 月 7 日
一部改正

1. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は7月から9月の暑さが厳しい期間に開催される。特に、世界各国から我が国の夏の暑さに慣れていない多くの外国人や障害者が訪れることが見込まれる。

このため、競技会場等関係施設とその周辺のみならず街づくりの一環として暑さ対策を進め、アスリート、観客等が過ごしやすい環境を整備するため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議の下に、東京 2020 に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2. 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局長

構成員 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局企画・推進統括官

内閣府大臣官房審議官（科学技術・イノベーション担当）

消防庁審議官

外務省国際文化交流審議官

文部科学省大臣官房審議官（研究開発局担当）

スポーツ庁審議官

厚生労働省大臣官房審議官（健康、生活衛生、アルコール健康障害対策担当）

農林水産省大臣官房生産振興審議官

経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ商務・サービス政策統
括調整官

国土交通省大臣官房審議官（道路局担当）
観光庁次長
気象庁総務部長
環境省大臣官房審議官（水・大気環境局担当、放射性物質汚染対策担当）
環境省大臣官房環境保健部長
東京都環境局次長
東京都オリンピック・パラリンピック準備局運営担当部長
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
大会準備運営第一局長

3. 連絡会議の庶務は、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

「東京 2020 に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議の開催について」 新旧対照表

改正後	現行
1. (略)	1. (略)
2. (略) <u>経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ商務・サービス政策統括調整官</u> <u>環境省大臣官房環境保健部長</u> <u>東京都オリンピック・パラリンピック準備局運営担当部長</u> (一) (一) (一) (一)	2. (略) <u>経済産業省大臣官房審議官（商務情報政策局担当）</u> <u>環境省総合環境政策局環境保健部長</u> <u>東京都オリンピック・パラリンピック準備局施設担当部長</u> <u>公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会国際局長</u> <u>公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会スポーツ局長</u> <u>公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会場整備局長</u> <u>公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会施設整備調整局長</u>
3. (略)	3. (略)
4. (略)	4. (略)